平成２６年（フ）第５３４号
栃木県宇都宮市三番町１番４号　リブポート宇都宮204号室
債務者　横山　　誠
1　決定年月日時　平成26年11月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月16日午後４時
　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１４７８号
横浜市港北区下田町４丁目８番14号　田辺マンション302
債務者　濱口　昌子
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月30日午後４時
　横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１７７３号
横浜市南区日枝町２丁目48番地　宮川ビル203
債務者　伏見アヤ子
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月30日午後４時
　横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１８２０号
横浜市中区千代崎町３丁目78番地
債務者　白旗　　猛
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月30日午後４時
　横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１８３２号
横浜市中区松影町３丁目12番地４　松影別館317号室
債務者　東　　信男
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月30日午後４時
　横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１８５７号
横浜市神奈川区高島台12番地19
債務者　大津　知子
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月30日午後４時
　横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１８７８号
横浜市栄区公田町515番地
債務者　長戸　英生
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月30日午後４時
　横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４２号
熊本県球磨郡あさぎり町免田東1987番地１ハウス吉井７号
債務者　補伽　伸一
1　決定年月日時　平成26年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月30日午前10時
　熊本地方裁判所人吉支部

平成２６年（フ）第５３２号
栃木県宇都宮市宝木町２丁目1028番地　宝木市営住宅34号棟97号
債務者　後藤　美里
1　決定年月日時　平成26年12月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月16日午後４時
　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第４７９号
栃木県宇都宮市宮の内３―181―１　レオパレス宇都宮南202号室、住民票上の住所栃木県宇都宮市高砂町26番12号　Ｍ３マンション203
債務者　市沢由佳里
1　決定年月日時　平成26年12月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月30日午後４時
　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第４３号
熊本県天草市牛深町又2915番地33
債務者　鯖江　洋介
1　決定年月日時　平成26年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月２日午後１時30分
　熊本地方裁判所天草支部

平成２６年（フ）第１８７９号
神奈川県藤沢市辻堂新町１丁目14番２―303号
債務者　佐藤栄一郎
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月４日午後４時
　横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４３４号
栃木県那須塩原市佐野47番地２
債務者　山中由美子
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月20日午後４時
　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第５１１号
栃木県鹿沼市西茂呂４丁目16番地９
債務者　松嶋　一樹
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月20日午後４時
　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第５１２号
栃木県鹿沼市西茂呂４丁目16番地９
債務者　松嶋　洋子
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月20日午後４時
　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係